



RIETI Discussion Paper Series 24-J-021

台湾の対中経済交流規制と中国の対応 ～中台CPTPP加入に関わるインプリケーション～

伊藤 信悟
国際経済研究所

川上 桃子
神奈川大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

台湾の対中経済交流規制と中国の対応¹ ～中台 CPTPP 加入に関わるインプリケーション～

伊藤信悟（国際経済研究所）

川上桃子（神奈川大学）²

要 旨

中国と台湾は共に WTO に加入しており、中台 FTA に相当する ECFA も締結している。台湾はそれらを契機に対中経済交流規制の緩和を進めてきたが、WTO 加入時の中台間交渉の欠如、「国家安全」、「産業発展」上の理由、「国際協力・協定の履行」を理由に、現在でも多くの貿易・投資規制を中国に適用している。中国政府は、これらの規制は WTO 違反だと主張してきたが、台湾問題の「国際化」を避けるため、WTO を通じた紛争解決を選択してこなかった。代わりに、経済利益の供与により台湾企業・市民に対中経済交流の利点を意識させることで規制の削減、撤廃を促そうとしてきたが、対中開放に対する台湾市民の警戒感の高まり、民進党政権の長期化等が理由で、その試みは奏功していない。それゆえ、中国は近年、規制強化や優遇停止を通じて台湾への圧力を強めているが、WTO ではなく ECFA の枠内で制裁を科す等、台湾問題の「国際化」回避を続けている。中国、台湾は共に 2021 年に CPTPP への加入を申請したが、中国は台湾が「一つの中国」の原則を認めない状態で CPTPP に加入することに強く反対しており、台湾の加入プロセスに中国がいかに関わるかが焦点となる。中台共に CPTPP メンバーとなるに際しては、台湾の対中経済交流規制がどこまで安全保障例外等で正当化され、台湾社会が対中開放をどこまで許容するか、中台経済交流がどこまで CPTPP ルールで規律付けられるかが議論となる可能性がある。

キーワード：中国、台湾、CPTPP、ECFA、WTO、「一つの中国」、経済的威圧

JEL classification: F51、F52、P45

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹ 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第 VI 期）」の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。また、本稿の作成にあたっては、川瀬剛志教授（上智大学）、加茂具樹教授（慶應義塾大学）、川島富士雄教授（神戸大学）、渡邊真理子教授（学習院大学）から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。

² 川上が 3.4、4.2、4.3、4.5.1 を、伊藤がそれ以外を執筆した。

1. はじめに

2021年9月16日に中国が、同月23日に台湾が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」への加入を申請した。

CPTPPにおいては、WTO設立協定第13条のような協定不適用条項はなく、通常、CPTPPメンバーは互いにCPTPPの権利・義務関係に服することになる。その場合、物品の輸入関税に関してはCPTPPメンバーに最恵国待遇を与えることは義務とされていないものの、GATT第11条³に基づかない輸出入制限は原則として禁止されている（TPP協定第2.10条、2.11条）。また、TPP第29.1条で一般的例外が、第29.2条で安全保障のための例外が認められてはいるものの、CPTPPメンバー間では最恵国待遇の相互付与が義務とされている事項が多い。例えば、投資、サービス貿易については、基本的にCPTPPメンバー間で最恵国待遇を与えることとされている（TPP協定第9.5条、第10.4条）。加えて、CPTPPメンバーはWTOでの約束を上回る水準の自由化を約束してもいる。

しかし、台湾は2002年1月1日の世界貿易機関（WTO）加入後も、同じくWTOメンバーである中国に対して多くの経済交流上の規制を課している。それが中台CPTPP加入にいかなる影響を与えるのか。本稿は、その検討に際して参考となるファクトの提供を目的としている。

本稿では、まず台湾の対中経済交流規制の現状（第2章）、及び、台湾がそれらの規制を正当化している理由（第3章）を整理する。そのうえで、中国による経済手段を通じた台湾の取り込み策の歴史的展開を踏まえつつ、中国が台湾の対中経済交流規制に対してどのような認識、対応を示してきたのか、それに対して台湾がいかなる反応をみせてきたのかを示す（第4章）。最後に、これらの分析を踏まえて、中国と台湾が共にCPTPPに加入する場合、いかなる点が論点となりうるかについて考察する（第5章）。

2. 台湾の対中経済交流規制の現状

2.1 中台経済関係を規律する国際通商協定、中台間の通商取決め

台湾の対中経済交流規制を分析する前提として、台湾と中国との経済関係を規律する国際通商協定、及び、中台間の通商取決めについて概観しておきたい。

①WTO

台湾・中国ともに加入している国際通商協定にはWTOがある。中国は2001年12月11日に、台湾は2002年1月1日に加入した⁴。中台ともにWTO加入時に相手をWTO設立協定第13条に基づく協定不適用通報国とはしていない。それゆえ、中台ともに相手に対し同協定に基づく権利・義務を有していると解釈できる。

³ 食糧その他輸出国にとって不可欠な物資が危機的に不足することを防止・緩和するための一時的な輸出禁止又は制限（第11条第2項（a））、基準認証制度等の運用のために必要な輸出入の禁止又は制限（同条第2項（b））、国内農漁業の生産制限措置の実施のために必要な農漁業製品の輸入制限（同条第2項（c））（経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書：WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』2023年版、2023年、207頁）。

⁴ なお、台湾の加入時の名称は「台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地域（Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu）」（略称はChinese Taipei）。

②ECFA

中台間で合意された代表的な通商取決めには、中台間の FTA（自由貿易協定）に相当する海峡兩岸經濟協力枠組み協議（Cross-Straits Economic Cooperation Framework Agreement、略称 ECFA）がある（2010年6月29日署名、同年9月12日発効）⁵。

ECFA はアーリーハーベスト方式を採用している。物品貿易に関しては台湾側が 267 品目の中国製品（2009年の台湾の対中輸入総額に占めるシェアは 10.5%）、中国側が 539 品目の台湾製品（2009年の中国の対台湾輸入総額に占めるシェアは 16.1%）に限り、2013年1月1日までに関税率をゼロに引き下げている⁶。サービス貿易に関しても、中国側は 11 業種⁷、台湾側は 9 業種⁸に限り先行的に開放している。ただし、台湾側はこれら 9 業種の対中開放度は上げたものの、他の WTO メンバーを上回る待遇を中国に与えてはいない。

ECFA では、発効後 6 カ月以内に物品貿易協議、サービス貿易協議、投資保障・促進協議、紛争解決協議に関する交渉を開始し、その妥結を目指すとして規定されている。実際、中台は 2011年2月に正式に ECFA の後続協議に関する交渉を開始し⁹、2012年8月9日に「海峡兩岸投資保障・促進協議」に署名した（2013年2月1日発効）。しかし、2014年3月に台湾で「海峡兩岸サービス貿易協議」採択に対する激しい反対運動が起って以降、ECFA の後続協議を巡る中台間の交渉は頓挫している。

2.2 台湾の対中物品貿易規制① 輸入規制

このように台湾は ECFA に基づいて部分的に WTO を上回る待遇を中国に与えている一方で、中国のみを対象とした経済交流規制も維持している。

対中経済交流規制は多岐にわたるが、その代表例が対中輸入規制である。台湾はポジティブリスト方式を採用しており¹⁰、中国製品を①輸入許可、②条件付き輸入許可、③輸入禁止の三つに分類している（表 1）。2024年4月30日現在、HS コードに相当する台湾の CCC コード 11 桁分類で 2,512 品目の中国製品が輸入禁止とされている。総品目数に占めるシェアは 20.0%に達している。一方、他の WTO メンバーに対しては、98 品目しか輸入禁止に指定していない¹¹。

輸入禁止対象に指定されている中国製品をみると、「卑金属・同製品」、「生きている動物及び動物性生産品」、「紡織用繊維・同製品」、「植物性生産品」、「調整食料品、飲料、アルコール、食酢、た

⁵ ECFA の締結主体は、台湾側が財団法人海峡交流基金会、中国側が海峡兩岸關係協會。中台ともに相手を国として認めていないため、それぞれが授権した財団法人を締結主体とした。なお、中台ともに ECFA を「地域貿易協定（Regional Trade Agreement）」として WTO に通報してはいない。

⁶ 杜紫軍「兩岸經濟協議(ECFA)貨品早期收穫計畫」經濟部工業局、2010年7月20日 (<https://www.ecfa.org.tw/Download.aspx?No=8&strT=ECFADoc>、2024年4月30日アクセス)。なお、品目数は 2009年時点の HS8 桁分類による。

⁷ 具体的には、①会計・監査・簿記サービス、②コンピュータサービス、③自然科学・工学研究開発、④会議サービス、⑤専門デザインサービス、⑥台湾華語映画に対する輸入割当撤廃、⑦病院サービス、⑧航空機メンテナンス、⑨保険業、⑩銀行業、⑪証券・先物業で、中国は他の WTO メンバーを上回る待遇を台湾に与えている。

⁸ 具体的には、①研究開発サービス、②会議サービス、③展覧会サービス、④特定品デザインサービス（室内デザインを除く）、⑤中国華語・合同撮影映画、⑥ブローカーサービス（活きた動物を除く）、⑦スポーツ・レジャーサービス、⑧航空サービス PC 座席予約サービス、⑨銀行業。

⁹ 「ECFA 「兩岸經濟合作委員會」之介紹」(<https://www.ecfa.org.tw/Committee.aspx?nid=25>、2024年7月4日アクセス)。

¹⁰ 「臺灣地區與大陸地區貿易許可辦法」2024年2月19日、第7条 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0040002>、2024年4月30日アクセス)。

¹¹ 經濟部國際貿易署「貨品分類及輸出入規定：貨品資料表下載 伍. 輸入規定統計一覽表」(<https://fbfh.trade.gov.tw/fh/a/p/downloadListf.do>、2024年4月30日アクセス)。

ばこ等」、「機械・電機・AV機器」、「車両・航空機・船舶・輸送機器」、「化学製品」など、広範な産業の製品が輸入禁止扱いとされていることがわかる（表2）。

また、条件付き許可対象品目についても、中国製品は370品目と、他のWTOメンバー製品の37品目と比べて多い。

表1 台湾の対中輸入規制状況

(単位:品目、%)

	禁止	条件付き許可	許可	合計
全体	2,512 (20.0) [100.0]	370 (2.9) [100.0]	9,662 (77.0) [100.0]	12,544 (100.0) [100.0]
農産品	1,077 (36.4) [42.9]	58 (2.0) [15.7]	1,827 (61.7) [18.9]	2,962 (100.0) [23.6]
工業製品	1,435 (15.0) [57.1]	312 (3.3) [84.3]	7,835 (81.8) [81.1]	9,582 (100.0) [76.4]

(注) 2024年4月30日現在。品目数は台湾のHSコードに相当するCCCコード11桁ベースによる。()は農産品、工業製品、合計総品目数に占める禁止、条件付き許可、許可のシェア。[]は禁止、条件付き許可、許可総品目数に占める農産品、工業製品のシェア。

(出所) 經濟部國際貿易署「貨品分類及輸出入規定：貨品資料表下載 柒. 10. 1-97 章大陸物品開放/不開放情形統計」(https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadListf.do、2024年4月30日アクセス)より作成。

表2 台湾の輸入禁止品目数（中国製品とその他の国・地域製品の比較）

(単位:品目、%)

部	分類	中国製品	その他
15	卑金属・同製品	429	
1	生きている動物及び動物性生産品	426	83
11	紡織用繊維・同製品	417	
2	植物性生産品	345	3
4	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ等	298	8
16	機械・電機・AV機器	156	2
17	車両・航空機・船舶・輸送機器	156	
6	化学製品	133	
13	石・セメント・同製品、陶磁製品、ガラス・同製品等	81	
18	光学機器・時計・楽器等	28	
7	プラスチック・ゴム・同製品	15	
3	動物・植物・微生物性油脂、調製食用脂、動物・植物性ろう	8	1
5	鉱物性生産品	8	1
19	武器・銃砲弾等	4	
9	木材・同製品、コルク・同製品等	3	
14	真珠・貴石・貴金属等	2	
20	その他の製品	2	
10	パルプ、紙・同製品	1	
合計		2,512	98

(注) 2024年4月30日現在。

(出所) 經濟部國際貿易署「貨品分類及輸出入規定：貨品資料表下載 柒. 10. 1-97 章大陸物品開放/不開放情形統計」(https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadListf.do、2024年4月30日アクセス)、經濟部國際貿易署「貨品分類及輸出入規定：貨品資料表下載 伍. 輸入規定統計一覽表」(https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadListf.do、2024年4月30日アクセス)より作成。

2.3 台湾の対中物品貿易規制② 輸出規制

対中輸出に関しては「戦略性ハイテク製品輸出管理リスト」に基づく「輸出管理地区」として、台湾はイラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリアの他、中国を指定している¹²。

通常であれば、「輸出管理地区」に指定された国・地域向けに当該リスト記載製品を輸出する際には、輸出許可証の有効期限や申請書類の量などの面で非「輸出管理地区」向けと比べて不利な扱いを受ける¹³。しかし、対中輸出については「戦略性ハイテク製品輸出管理リスト」掲載製品のすべてではなく、表3で示した12種類の半導体ウェハ製造装置に限って、上記の不利な待遇が適用されている¹⁴。それ以外の「戦略性ハイテク製品輸出管理リスト」掲載品目を中国に輸出する際には、非「輸出管理地区」と同等の待遇とされている。このように、物品輸出における対中規制は限定的なものにとどまっている。

表3 「戦略性ハイテク製品輸出管理リスト」のうち中国が「輸出管理地区」として扱われる半導体ウェハ製造装置

化学的機械研磨機 (Chemical mechanical polishers)	フォトレジスト剥離装置 (Photo-resist strippers)
フォトレジスト現像装置 (Photo-resist developers)	急速熱処理装置 (Rapid thermal processors)
蒸着装置 (Deposition apparatus)	洗浄装置 (Cleaning equipment)
乾燥機 (Dryers)	電子顕微鏡 (Electron microscopes)
エッチング装置 (Etchers)	イオン注入機 (Ion implanters)
フォトレジストコーター (Photo-resist coaters)	露光装置 (Lithography equipment)

(注) 2024年4月30日現在。

(出所) 「戦略性高科技貨品種類、特定戦略性高科技貨品種類及輸出管制地区」2024年1月16日修正 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=39&pid=776769&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageindex=1&history=、2024年5月1日アクセス)。

2.4 台湾の中国からの投資受け入れ規制

台湾は中国からの投資受け入れに対しても、他国からの投資受け入れとは異なる規制を適用している。

①大陸地区人民、②外国のパスポートも香港・マカオの永久居留資格も保有していない香港・マカオ人土、③大陸法人・団体・機構による台湾での投資、④大陸資本による直接的・間接的出資比率が30%超の台湾での投資、または、大陸資本が支配力を持つ第三国・地域企業による台湾での投資（①～④は以下「中国からの投資」）には、「大陸地区人民來台投資許可弁法」が適用されており、その他の海外主体による投資（以下「中国以外からの投資」）に適用される「外国人投資条例」と比べて厳しい規制が適用されている¹⁵（表4）。具体的には次の通りである。

¹² 「戦略性高科技貨品種類、特定戦略性高科技貨品種類及輸出管制地区」2024年1月16日修正 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=39&pid=776769&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageindex=1&history=、2024年5月1日アクセス)。

¹³ 「戦略性高科技貨品輸出入管理辦法」2023年10月31日修正 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0090013>、2024年5月1日アクセス)。

¹⁴ なお、この12種類の半導体ウェハ製造装置には、ワッセナー・アレンジメントの汎用品・技術リスト対象品目だけでなく、台湾独自の輸出管理対象品目を含む。

¹⁵ なお、台湾の上場・店頭・興櫃企業に対する投資で、かつ、出資比率が累計10%未満の場合には、中国からの投

表 4 投資受け入れに対する規制状況の比較（中国以外からの投資 vs 中国からの投資）

投資主体	中国以外	中国
主要法規	外国人投資条例	大陸地区人民來台投資許可弁法
業種別管理	ネガティブリスト	ポジティブリスト
禁止業種数 （公共建設を除く）	13 業種（全体の 2.5%）	195 業種（全体の 35.1%）
主体別管理	なし	党務・軍事・行政・政治関連機関による投資は不可（第 6 条）
投資前審査事項	少ない	多い
投資後報告事項	少ない	多い（実収資本金 3000 万台湾ドル以上） ・毎年度終了後 6 カ月以内に会計士認証済みの財務諸表、株主名簿、その他指定の資料の提出等が必要（第 11 条）

（注）2024 年 4 月 30 日現在。禁止業種数は「中華民国業種標準分類」による（ただし中国以外は第 10 次改訂版、中国は第 9 次改訂版、いずれも公共投資は含まない）。金融・保険・証券業に対する中国からの直接投資に関しては、別途、「臺灣地區與大陸地區金融業務往來及投資許可管理辦法」、「臺灣地區與大陸地區保險業務往來及投資許可管理辦法」、「臺灣地區與大陸地區證券期貨業務往來及投資許可管理辦法」で規定。

（出所）「大陸地區人民來台投資許可辦法」2020 年 12 月 30 日修正（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0040015>）、「外国人投資条例」1997 年 11 月 19 日修正（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0040002>）、「大陸地區人民來台投資業別項目」2012 年 3 月 30 日更新（<https://dir.moea.gov.tw/download-file.jsp?do=BP&id=V4QJk9eyBgY=>）、「僑外投資負面表列—禁止及限制僑外人投資業別項目」2018 年 2 月 8 日修正（<https://dir.moea.gov.tw/download-file.jsp?do=BP&id=bdgxAiTUQrY=>）、「經濟部投資審議委員會第一組「僑外資及陸資來臺投資法規及案例分享」2022 年 10 月より作成（いずれも 2024 年 5 月 1 日アクセス）。

第一に、中国以外からの投資に対する業種別管理はネガティブリスト方式だが、中国からの投資に対してはポジティブリスト方式が採用されている。第二に、投資が禁止されている業種の数も、中国以外からの投資は 13 業種であるのに対し、中国からの投資は 195 業種に上る（2024 年 4 月 30 日現在）。第三に、中国からの投資の場合、党務・軍事・行政・政府関連機関によるものは禁止されている。第四に、投資前の審査事項、投資後の要報告事項も中国からの投資の場合には、中国以外からの投資と比べて多いという特徴がある。

中国からの投資が禁止されている業種をみるとサービス業が多い。サービス業の禁止業種は 145 業種、サービス業種全体の 49.0%に上っている（表 5）。建設業は 11 業種すべてで、農林水産牧畜業に関しても畜産サービス業を除く他のすべての業種（23 業種）で中国からの投資が禁止されている。ユーティリティ、公共建設に関しても約半分の業種で中国からの投資が認められていない。

一方、製造業を見ると、禁止業種は 11 と、製造業全体の 5.2%にとどまっている。しかし、開放業種に指定されている場合でも、出資比率、台湾の産業発展への貢献度等の観点から中国以外からの投資にはない条件が加えられている業種も散見される¹⁶。

資に対しては「大陸地区投資人來台從事証券投資及期貨交易管理弁法」が、中国以外からの投資に対しては「華僑及外国人投資証券管理弁法」が適用される。前者の方が後者と比べて規制が厳しい。また、台湾の銀行・証券・先物・保険業に対する投資についても、中国からの投資については特別法に基づく厳しい規制が適用されている。

¹⁶ なお、台湾側は対中直接投資に対しても中国以外に対する直接投資よりも厳しい規制を課している。対中直接投資に対しては、ネガティブリスト方式による広範な業種別規制が敷かれているほか、累計投資額上限規制も適用されている。主要関連法規として「在大陸地區從事投資或技術合作許可辦法」2022 年 4 月 21 日更新、「在大陸地區從事投資或技術合作審查原則」2020 年 12 月 30 日更新、「大陸投資負面表列—農業、製造業及服務業等禁止赴大陸投資產品項目」2015 年 9 月 4 日更新などがある（https://dir.moea.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=5、2024 年 5 月 2

表 5 中国からの投資受け入れ開放・禁止状況

	開放業種数	禁止業種数	禁止業種事例	合計
製造業	200 (94.8%)	11 (5.2%)	食肉処理業、穀物粉碎業、製茶業、タバコ製造業、印刷業・同補助業、データ保存・複製業、医薬品・医療用化学品製造業、その他の基本金属鑄造業	211 (100.0%)
サービス業	151 (51.0%)	145 (49.0%)	薬品・医療用品・化粧品小売業、食品・飲料・タバコ製品小売業、鉄道・バス・タクシー運輸業、フォワードアー、航空運輸補助業、郵政業、屋台業、新聞・雑誌・書籍出版業、映像制作・放映業、テレビ・ラジオ放送業、信用組合、農業・漁業組合信用部、郵便貯金、信託・ファンド・その他金融商品業、リース業、証券業、退職年金基金、保険代理業、不動産開発・リース・仲介・管理業、法律・会計サービス等	296 (100.0%)
農林水産牧畜業	1 (4.2%)	23 (95.8%)	畜産サービス業以外は禁止	24 (100.0%)
鉱業	3 (100.0%)	0 (0.0%)	—	3 (100.0%)
ユーティリティ	6 (54.5%)	5 (45.5%)	電力供給業、気体燃料供給業、蒸気供給業、水供給業、汚染対策業	11 (100.0%)
建設業	0 (0.0%)	11 (100.0%)	すべて禁止	11 (100.0%)
公共建設	43 (51.2%)	41 (48.8%)	民間航空貨物・乗客昇降用設備・航空機離発着施設・メンテナンス施設、上水道、水利施設、公共賃貸住宅、労働者福祉施設、公立学校、電力事業等	84 (100.0%)
合計	404 (63.1%)	236 (36.9%)		640 (100.0%)

(注) 2024年4月30日現在。業種分類は「業種標準分類」第9次改訂の4桁分類による。ただし、公共建設の業種分類は「民間公共建設参加促進法施行細則」による。開放には条件付き開放を含む。

(出所) 「大陸地区人民來臺投資業別項目」2012年3月30日更新 (<https://dir.moea.gov.tw/download-file.jsp?do=BP&id=V4QJk9eyBgY=>、2024年5月1日アクセス) より作成。

3. 台湾の対中経済交流規制の理由と背景

3.1 対中経済交流規制の正当化事由① WTOを通じた中台交渉の欠如

このように、台湾は現在においても他のWTOメンバーに対するよりも中国に対して厳しい規制を適用している。その理由につき、通商交渉及びその企画・調整を担う行政院経貿談判弁公室は次の説明を行っている¹⁷。

「兩岸はそれぞれ2001年12月及び2002年1月にWTOに加入したが、当時、両者間で貿易体制・措置について協議はしなかった。中国の農産品・工業製品が台湾に重大な影響を及ぼすにもかかわらず、当方は善意を示し、排除条項を使用せず、協議の余地を残すとともに、自主開放を続け、今日までに開放品目は1万を超えている¹⁸。(中略) 兩岸共にWTOに加入してから21年が経つが(当

日アクセス)。

¹⁷ 行政院経貿談判辦公室「我方絕不接受中方貿易壁壘調查結果，並呼籲中方立即停止政治操弄」2023年12月15日 (<https://www.ey.gov.tw/otn/8E7CF7585049FAB6/c9d61696-8ad6-42c0-b910-bee1c2066599>、2024年5月2日アクセス)。

¹⁸ なお、台湾側による対中経済交流規制の緩和に関しては、伊藤信悟(2002)「中台を跨ぐ日本企業の事業展開と中台WTO加盟の影響～WTO加盟で「三通」規制はどう変わるのか～」富士総合研究所『研究レポート』2002年2

時)、中国側はメンバーに対して拘束力を持たない WTO 貿易政策検討会合において複数回当方に貿易制限に関わる問題に関して詢問してはいるが、中国側は問題に関する当方の完全なる説明を無視し、かつ、WTO のメカニズムに従って当方に正式に協議を求めてもこなかった」。

つまり、WTO 加入前に双方で協議を行わなかったうえ、中国側が WTO の場において台湾側に規制撤廃のための正式な協議を求めてこなかったことが、対中経済交流規制が残されている理由だと台湾は示唆している。

そのうえで、行政院経貿談判弁公室は「兩岸ともに WTO メンバーであり、関連する貿易問題はいずれも WTO のメカニズムと関連の規範により公開の下で処理できる。中国側に誠意があるならば、双方が随時 WTO のメカニズムに従って協議を始め、貿易紛争の解決に共に臨むことができる」と述べ、中台間の通商問題は WTO を通じて解決すべきだとの立場を表明している。

3.2 対中経済交流規制の正当化事由② 「国家安全」、「産業発展」、「国際協力・協定の履行」

台湾側が対中経済交流規制の正当化事由として挙げているのが、「国家安全」、「産業発展」、及び、「国際協力・協定の履行」上の必要性である。対中輸入規制、対中輸出規制、中国からの投資受け入れ規制の正当化事由として法規に記載されている事項を整理したのが表 6 である。

表 6 台湾の対中経済交流関連法規における規制の正当化事由

分野	規制正当化事由
対中輸入 (①第 8 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全への危害回避 ・ 関連産業への重大な悪影響回避
対中輸出 (②第 13 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家安全の確保 ・ 国際協力・協定の履行
中国からの投資受け入れ (③第 8 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済上の独占・寡占・支配的地位の被占拠回避 ・ 政治・社会・文化上の敏感性、国家安全への影響回避 ・ 国内経済発展、金融安定へのマイナス影響回避

(出所) ①「臺灣地區與大陸地區貿易許可辦法」2024 年 2 月 19 日修正 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0040002>)、②「貿易法」2019 年 12 月 25 日修正 (<https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL011365>)、③「大陸地區人民來臺投資許可辦法」2020 年 12 月 30 日修正 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0040015>) より作成 (いずれも 2024 年 5 月 2 日アクセス)。

対中輸入規制に関しては、「台湾地区・大陸地区貿易許可弁法」第 8 条第 1 項で「国家安全への危害」及び「関連産業への重大な悪影響」の回避が正当化事由として挙げられている。これらの懸念の有無を判断するための材料として、台湾經濟部は中国製品の新規輸入解禁の是非を検討する際に、解禁を提案した企業や反対意見を持つ業界団体などに、台湾内での当該品目の調達の高さ、加工後の製品の輸出比率、当該品目の輸入が申請者の属する産業あるいは関連産業に与える影響、当該品目の輸入が川上・川下産業に与える影響、賛成・反対した関連産業団体の会員の数、関連品目の台湾での年間生産量・生産額、台湾内生産比率、雇用者数などの情報提示を求めている¹⁹。

中国を対象とした戦略的ハイテク製品の輸出規制については、「貿易法」第 13 条第 1 項の「国家

月、陳明通 (2005) 「我國大陸政策的檢討與前瞻」『新世紀智庫論壇』第 29 期、2005 年 3 月 30 日、pp.44-77。

¹⁹ 「公告定期檢討及建議開放輸入大陸地區物品項目之程序」2002 年 2 月 15 日 (<https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=39&pid=726734>、2024 年 9 月 4 日アクセス)。

安全の確保」及び「国際協力・協定の履行」が正当化事由とされている。「国際協力・協定の履行」とは、ワッセナー・アレンジメント等の国際的輸出管理レジームとの協調を指す。唯一の例外は、中国向けのみを対象とした半導体関連設備輸出規制である。当該規制に関しては、ワッセナー・アレンジメントよりもカバー範囲が広く、台湾自身の安全保障上の関心が反映されたものになっている。

中国からの投資受け入れ規制に関しては、「大陸地区人民來台投資許可弁法」第8条第2項において、(a)「経済上の独占・寡占・支配的地位」の被占拠、(b)「政治・社会・文化上の敏感性、国家安全への影響」、(c)「国内経済発展、金融安定へのマイナス影響」の回避が正当化事由とされている。これらも「国家安全」ないしは「産業発展」への悪影響回避のための基準とみなすことができよう。

3.3 台湾が中国との間で抱える「国家安全」上の対立

このように、台湾の対中経済交流規制の正当化事由は、「国際協力・協定の履行」という西側諸国共通の基準を除くと、「国家安全」、「産業発展」に大別できる。その背景には、①台湾が中国との間で「国家安全」に関わる対立を抱えており、かつ、②対中経済依存度の高まり、中国製品・企業との競争激化、対中投資増加等による台湾産業の脆弱化・弱体化といった形で台湾の「産業発展」に悪影響が及べば、それがひいては台湾の「国家安全」にも大きな影響を及ぼしかねないと考えられているからである。

中国政府は中華民国の存在を認めていない。中国政府は「一つの中国」の原則を掲げており、(a)世界で中国はただ一つで、(b)台湾は中国の不可分の一部であり、(c)中華人民共和国が中国を代表する合法政府であると主張している。そして中国政府は「一つの中国」の原則を体現した「一国二制度」の下での台湾との統一を目指している²⁰。

一方、民主進歩党（以下、民進党）の蔡英文政権（2016～2024年）は、「中華民国台湾」は主権国家であると主張してきた²¹。この認識の下、蔡英文政権は、(a)自由で民主的な憲政体制の堅持、(b)中華民国と中華人民共和国が互いに隷属しない状態の堅持、(c)主権侵害と併呑を許さないとの立場の堅持、(d)中華民国台湾の前途は全台湾人民の意志によるという立場の堅持を掲げ²²、「一国二制度」による統一に反対してきた。2024年5月20日に発足した民進党の頼清徳政権もこの蔡英文路線を継承している²³。

台湾の最大野党である中国国民党（以下、国民党）も中国政府とは異なる主権認識を持っている。国民党は「台湾は中国の一部」であると認識している点で中国政府の認識と共通点を持つが、中華民国政府が中国を代表すると主張し（「92年コンセンサス・一中各表」）、「中華民国の主権を守り抜く」と政策綱領で定めている²⁴。それゆえ、中国側の主張する「一つの中国」の原則を前提とした「一国二制度」による統一には国民党も反対している。

²⁰ 国务院台湾事务办公室・国务院新闻办公室「台湾问题与新时代中国统一事业」2022年8月10日（http://www.gwywb.gov.cn/topone/202208/t20220810_12459866.htm、2024年5月3日アクセス）。

²¹ 總統府「總統召開國家安全會議 確立中國「一國兩制臺灣方案」因應方針與機制」2019年3月11日（<https://www.president.gov.tw/News/24140>、2024年5月2日アクセス）。

²² 總統府「共識化分歧 團結守台灣 總統發表國慶演說：總統出席「中華民國中樞暨各界慶祝110年國慶大會」」2021年10月10日（<https://www.president.gov.tw/NEWS/26253>、2024年5月2日アクセス）。

²³ 總統府「總統發表就職演說 宣示打造民主和平繁榮的新臺灣」2024年5月20日（<https://www.president.gov.tw/NEWS/28428>、2024年7月10日アクセス）。

²⁴ 中國國民黨「中國國民黨政策綱領」2021年10月30日（https://www.kmt.org.tw/p/blog-page_3.html、2024年5月2日アクセス）。

このように台湾の主権をめぐり、中台間の認識が異なるなか、中国政府は平和統一に向けて最大限の努力をするも²⁵、武力行使の放棄については約束しないと明言している²⁶。それだけに、「国家安全」に関わる対立を抱えている中国との間で経済交流を拡大・深化させることに対して民進党政権は総じて慎重な姿勢をとってきた。また、対中経済依存度の高まりを梃子に中国に統一を迫られるのではないかと（「以商困政」）との懸念を民進党は持っている。実際、中国は台湾統一の基本方針を武力解放路線から平和統一路線に転換した1979年以来、長年にわたって、経済交流を通じた台湾の取り込み策を試みてきた。習近平政権のもとでも、中台の「融合的発展」の推進が統一政策の軸に位置付けられている。加えて、中国製品・企業との競争や対中投資の増加により台湾の「産業発展」が損なわれれば、「国家安全」のための経済的資源の確保にも支障が生じるとの懸念が台湾側にはある。

むろん大きな市場を持ち、高い成長を遂げてきた中国との経済交流の拡大・深化は台湾経済の活性化にもつながる面があり、国民党の馬英九政権（2008～2016年）は実際こうした考えに基づき、対中経済交流規制の緩和を図ろうとした²⁷。

3.4 対中経済開放に対する台湾市民の反応

上述した馬英九政権の対中経済交流拡大策は、2014年3月の「ひまわり学生運動」の勃発を機に軌道修正を迫られることとなった。「ひまわり学生運動」とは、ECFAの後続協定のひとつであるサービス貿易協定の締結に反対する学生たちが立法院の議場を20日以上にわたって占拠し、これに連帯する多くの市民たちが街頭行動に参加した大規模な抗議活動である。この運動の背景には、サービス産業の対中開放に象徴される中国との経済統合が台湾の政治経済にマイナスの影響を及ぼすことへの懸念のほか、国民党の強引な国会運営手法への反発、経済グローバル化が引き起こす格差への不満といった複合的な要因があった。抗議運動さなかの同年3月に『今周刊』が行った「兩岸服貿協議民意大調査」では、回答者の56%がサービス貿易協定の締結に反対と回答したが²⁸、その理由の上位2つは「就業、ビジネスへの影響」（50%）「香港のようになることへの懸念」（42%）であり、学生の回答に限ると「就業への影響」という回答が70%と高かった。

「ひまわり学生運動」への市民の反応は必ずしも一枚岩ではなく、支持政党と大きく重なるかたちで世論を二分するものであったが、運動に結集した学生たちは、国民党側から譲歩を引き出すことに成功し、抗議行動は一定の成果をあげて終結した。これを境として台湾政治の流れは変わり、国民党は2014年11月の統一地方選挙、2016年の総統選挙・立法委員選挙で大敗して、民進党・蔡

²⁵ 中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国务院台办发言人评论台湾地区选举结果」2024年1月13日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/wyly/202401/t20240113_12593548.htm、2024年5月2日アクセス）、中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国台办新闻发布会辑录（2024-01-17）」2024年1月17日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/xwfbh/202401/t20240117_12594356.htm、2024年5月2日アクセス）。

²⁶ 中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国务院台办新闻发布会辑录（2024-03-13）」2024年3月13日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/xwfbh/202403/t20240313_12605907.htm、2024年5月2日アクセス）。

²⁷ 伊藤信悟「「チャイワン」は日本企業の脅威か？～台湾の中国活用型成長戦略～」『みずほ総研論集』2010年Ⅲ号、1～35頁（<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F10381977&contentNo=1>、2024年7月10日アクセス）。ただし、馬政権も「国家安全」及び「産業発展」上の考慮を完全に排したわけではなかった。それはECFAにおけるアーリーハーベスト方式採用に代表される漸進的な規制緩和路線の採用からも明らかである。

²⁸ 「服貿認知落差大 獨家民調報告」『今周刊』第901期、2014年3月27日（<https://www.businesstoday.com.tw/article/category/80392/post/201403270035/>、2024年22日アクセス）。

英文政権が誕生した。

もっとも、この時期も含め、台湾の世論は中国との経済交流に一貫して否定的だったわけではない。2015年1～2月に実施された中央研究院の「中国効應主題研究計画」調査²⁹では、自由貿易に「大いに賛成、賛成」とする回答は90%であり、中国との自由貿易についても「賛成」という回答が66%と高かった。ひまわり運動への世論の支持も時間とともに低下し、2017年2～3月に行われた同調査では、同運動に「不賛成、非常に不賛成」と回答した人は61%と、「大いに賛成」「賛成」とする回答(32%)を大きく上回った。2010年代後半にかけて、中国経済の興隆は台湾に対して強い魅力を発し、台湾社会は「繁栄と自立のディレンマ」³⁰に揺れる状況が続いた。この状況が大きく変わるのは、2019年以降のことである。

4. 台湾の対中経済交流規制に対する中国の認識と対応

4.1 台湾の対中経済交流規制に対する中国側の認識

～WTO違反だが、「内部事務」ゆえWTOでの解決に適さず～

では、中国側は台湾の対中経済交流規制に対していかなる反応をみせてきたのだろうか。中国政府は、中台WTO加入以降、WTOの対台湾貿易政策検討会合³¹の度に、中国側は台湾にWTOルールに基づく最恵国待遇を付与しているが、台湾側は中国に経済交流規制を適用しておりWTOルールに反していると主張し、台湾側に差別的措置の撤廃、最恵国待遇の付与を要求してきた。

例えば、2023年11月に開催された対台湾貿易政策検討会合では、中国が台湾の対中経済交流規制に関して次の批判を展開している³²。

- ・チャイニーズタイペイ（台湾のWTO加入時の略称）のいくつかの貿易に関する実際の行動及び政策は、WTOの原則及び規範に完全に反している。
- ・差別的な貿易政策が依然残されており、不公正な貿易障壁・規制となっている。輸入禁止措置が追加されており、電気自動車、太陽電池、リンゴや卵といった農産物を含む約2,500品目の中国製品の輸入が禁止されている。このような貿易措置は市場原則、及び、無差別、数量制限の一般的禁止といったWTOの基本的ルールに反する。WTO協定第13条による中国への協定不適用をチャイニーズタイペイは加入時に宣言しておらず、上記2,500超の中国製品に対する輸入制限・禁止は違法で弁解の余地はない。
- ・狙い撃ち型の保護主義により投資が阻害されている。中国以外からの投資はネガティブリストなのに、中国からの投資にはポジティブリストが適用されている。中国企業に対してはいくつかの製造業、また、半分近くのサービス部門、公共事業への参入の扉が閉じられたままである。ポジティブリストに掲載されているものであっても、出資比率に厳しい上限が適用されている。

²⁹ 中央研究院學術調查研究資料庫「中國効應調查研究」(https://srda.sinica.edu.tw/browsingbydatatype_result.php?category=surveymethod&type=1&csid=16, 2024年7月21日アクセス)。

³⁰ 松田康博・清水麗「序章 台湾の抱える『繁栄と自立のディレンマ』に答えはあるか?」松田康博・清水麗編著『現代台湾の政治経済と中台関係』晃洋書房、2018年。

³¹ 2002年1月1日の台湾のWTO加盟以降、2024年7月10日まで過去5回、WTOで対台湾貿易政策検討会合が開催されている(2006年6月20日、2010年7月5日、2014年9月16日、2018年9月12日、2023年11月7日)。

³² World Trade Organization, "Trade Policy Review: Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu: Minutes of the Meeting," WT/TPR/M/448, December 21, 2023, p.12, p.38.

・チャイニーズタイペイに対し、加入時のコミットメントを完全に履行し、WTO のルール及び原則に反した政策措置を是正するよう要求する。

一方、台湾側は、WTO 貿易政策検討会合の場においても、上述の通り、中台ともに WTO メンバーゆえ、中国は WTO のメカニズムとルールに基づき、WTO の場で貿易に関する問題について正式に台湾に協議を申し入れるべきだと主張している³³。しかし、中国側は「兩岸間の事務は一つの中国の原則に基づいて処理する内部事務」であると主張し、WTO を通じた解決に反対してきた。中国は WTO を通じた貿易問題の処理を民進党が求めているのは「正に一貫して『独立』を図ろうとする政治的操作だ」と述べ、強く反発している³⁴。

4.2 中国による台湾への経済的取り込み策の展開

このように、台湾の対中経済交流規制をめぐる中台間の主張には大きな隔たりがある。こうした状況下で、中国はいかなる手段を通じて台湾に対中経済交流規制の見直しを促し、さらには中台間の経済的融合を促そうとしてきたのか。以下では、便宜的にいくつかの局面に分けて、中国による台湾への経済的取り込み策の展開を整理する。

4.2.1 手法 A 中国で事業を営む台湾企業（“台商”）への影響力行使（2000 年代前半まで）

1990 年代から 2000 年代後半までの時期、台湾において対中経済交流規制の見直しを最も強く求めたアクターは、「台商」と呼ばれる、中国で事業を営む台湾人企業家たちであった。中国が 1979 年以降、平和統一政策の一環として台湾に呼びかけた「三通」（通航・通商・通郵 [郵便]）に呼応したのも、1980 年代初頭に蔣経国政権が採った「三不政策」（中国とは接触せず、交渉せず、妥協せずとする対中政策の原則）に反して中国への投資をいち早く開始したのも、李登輝政権が 1996 年に打ち出した対中経済交流抑制策に異を唱えたのも、台商たちであった。台商たちが対中経済交流規制の見直しを求めたのは、急成長を遂げる中国市場への迅速な参入という経済的動機によるものだった。しかし、台湾企業による対中投資が拡大するに従い、中国は台商たちに「一つの中国」原則への恭順や、総統選挙の際に「92 年コンセンサス」および国民党への支持表明を直接間接に求めるようになった。台商たちが中国の台湾社会に対する政治的影響力行使の梃子として利用されるようになったことは、台湾社会における中国との経済交流への警戒感の大きな背景となってきた³⁵。

4.2.2 手法 B 台湾住民への経済利益の供与を通じた取り込み（2000 年代半ば～2010 年代半ば）

2008 年に国民党の馬英九政権が成立すると、中国は、2005 年頃から活発化していた共産党と国民党の政党間交流（「国共プラットフォーム」）を格上げし、台湾住民に対する大規模な利益供与政策を開始した。その目的は、台湾の人々に急速な拡大を遂げる中国との経済交流のメリットを実感さ

³³ World Trade Organization, “Trade Policy Review: Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu: Minutes of the Meeting,” WT/TPR/M/448, December 21, 2023, p.35.

³⁴ 中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国台办新闻发布会辑录（2021-09-29）」2021 年 9 月 29 日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/xwfbh/202109/t20210929_12381853.htm、2024 年 5 月 3 日アクセス）。

³⁵ 吳介民・川上桃子「台湾における『中国ファクター』 その作用と反作用」川上桃子・吳介民編、川上桃子監訳、津村あおい訳『中国ファクターの政治社会学 台湾への影響力の浸透』白水社、2021 年。

せ、中国と交渉し、実利を引き出すことのできる政権与党としての国民党にスポットライトをあてることで、台湾の対中世論と政党支持構造を中国にとり望ましい方向へと誘導していくことにあった。なかでも、それまで対中経済交流の拡大から利益を受けることが少なかった中小企業、中南部地域、中下層所得者の取り込みを狙った政策が展開された。具体的には、馬英九政権の成立を機に多数の兩岸協議が締結され、対中経済交流が制度化されるなか、中国は台湾産農産物の輸入促進、農産物および一部の工業製品の大量買い付けを行う調達団の派遣、観光客の送り出しといった一連の施策を次々と実施に移した。

ECFA の締結と後続協議の推進は、台湾住民への経済利益の供与を通じた「融合的発展」の試みの中核的な施策であった。中国は、対中関係強化を通じた経済活性化を目指す馬英九政権との間で、2011年2月22日に物品貿易協議、サービス貿易協議に関する交渉開始について合意し、後者については2013年6月21日に中台間で署名にまで至った。

一連の利益供与策は、中国が狙った効果を一定程度、発揮した。湯（2013）³⁶の分析によれば、2012年の総統選挙では、特定の支持政党をもたない有権者や、さほど熱心ではないが民進党を支持しているといった中間的な立場の人々が、ECFA への肯定的な評価を媒介として、中国との経済関係を重視する立場から国民党陣営に投票し、馬英九の再選の一因となった。しかし、前述の「ひまわり学生運動」が2014年に勃発すると、台湾社会における対中経済交流をめぐる空気は大きく変わり、中国の利益供与政策は頓挫することとなった。

4.2.3 手法C 若年層、ハイテクエリートを取り込み（2010年代半ば～19年まで）

2016年に総統に就任した蔡英文は、選挙戦のなかで兩岸の「現状の維持」を対中政策の基本方針に掲げたが、中国が受け入れを迫った「92年コンセンサス」については、総統就任演説のなかで「92年の会談という歴史的事実を尊重する」と述べるにとどめ、その受け入れを拒んだ。習近平政権はこれを不満とし、馬英九政権期に行われた台湾への利益供与策は、順次、停止された。また、馬英九政権期の「外交休戦」にも終止符がうたれ、中国による台湾の外交関係の奪取が相次いだ。このように、蔡英文政権の成立とともに、中国の対台湾政策は、威圧を主とする路線へと転じたが、一方で、蔡英文政権の頭越しに台湾住民に働きかける取り込み策も継続した。

その中心的な政策となったのが、2017年3月の全国人民代表大会・全国人民政治協商会議で打ち出された「一代一線」政策である。これは、若者世代と基礎コミュニティに対して大陸の人々に近いさまざまな待遇を与え、その取り込みを図ろうとする戦略である。このうち、台湾の若年層の取り込み策である「一代」政策は、中国で2014年頃から推進されていた起業・創業奨励策と接合され、台湾の若者による中国での創業支援や進学、就労支援、インターンシップ優遇といった施策が打ち出された。また、2018～2019年に中国国務院台湾事務弁公室と国家発展改革委員会が発表した、いわゆる「台湾に対する31項目の優遇措置」「台湾に対する26項目の優遇措置」も、台湾の企業と個人を中国に直接引き寄せようとする施策であった³⁷。

³⁶ 湯晏甄「『兩岸關係因素』真的影響了2012年的台灣總統大選嗎？」『台灣民主季刊』第10卷第3期、2013年、91-130頁。

³⁷ 川上桃子「繁栄と自立のディレンマ」の構図と蔡英文再選——対中経済関係の視点から——佐藤幸人・小笠原欣幸・松田康博・川上桃子 著『蔡英文再選——2020年台湾総統選挙と第2期蔡政権の課題——』、2020年。

しかし、2019年に、香港で「逃亡犯条例」改正反対デモに端を発する大規模な抗議運動が起こり、全面的な政治危機となるにいたり、台湾では中国に対する警戒感が急速に高まり、2020年の蔡英文の再選、立法委員選挙における民進党の勝利への大きな原動力となった。

中央研究院の「中国効應主題研究計画」調査³⁸では、2019～2020年に「兩岸交流のなかで、台湾の経済利益が重要だという人もいれば台湾の国家安全が重要だという人もいるが、あなたはどちらが重要だと考えるか？」という問いが設けられた。「国家安全」と回答した人の比率は2019年の58%から2020年の73%へと上昇し、「経済利益」（2019年の31%、2020年の21%）を大きく上回った。これは香港政治危機の衝撃を受けたものであるとみられ、蔡英文の再選を後押しした「亡国感（このままでは国が滅びてしまうという危機感）」の現れであると解釈される。

4.3 経済利益供与から「懲罰」へ ～「繁栄か衰退か」アジェンダ設定の試み～

2020年以降、コロナ禍の発生により中台間の人的往来は実質的に途絶した。一方で、2017年以降の米中対立の先鋭化とコロナ禍は、台湾と欧米諸国の関係の深まりをもたらした。この展開にいらだちを深めた中国は、台湾に対する軍事的威嚇を強めた。同時に、経済手段を通じた影響力行使にも乗り出した。台湾社会に対する揺さぶり策の重要なターゲットとなったのが、ECFAのアーリーハーベストの対象ともなった一次産品である。

まず、2021年3月に、検疫上の理由によりパイナップルの輸入を停止した。同年9月にはバンレイシとレンブ（いずれも果物）、2022年6月には高級魚のハタの輸入が停止された。ペロシ米下院議長訪台直後の同年8月には一部のかんきつ類や冷凍魚が、2023年8月に頼清徳副総統（当時）が米国でトランジットした際にはマンゴーが、いずれも検疫上の理由により輸入停止の対象となった。こうした措置はいずれも、蔡英文政権および台湾の主流の民意に対する懲罰的な性格を持つものと考えられる。

一方、中国は、2024年1月の総統選挙が近づくとつれ、一部の果物や水産物の輸入を選択的に再開した。2023年6月に、国民党の代表団が厦門で開催された「海峡フォーラム」のため訪中し、人民政治協商会議主席の王滬寧と面会して、台湾の農水産品輸出の再開や中国人の台湾観光、就学等の開放をよびかけると、中国は一部の農家を対象としてバンレイシの輸入を再開した。ハタについても、国民党関係者らの訪中を受けて輸入が再開された。こうした措置からは、中国と交渉し実利を引き出せる存在としての国民党に花をもたせる意図がみてとれる。台湾では、中国のこうした動きは、2024年総統選に向けた、中国との関係強化を通じた「繁栄」か、これを拒むことでもたらされる「衰退」か、というアジェンダ設定の試みとして受け止められた³⁹。

4.4 中国による対台湾「貿易障壁調査」と台湾側の反応

4.4.1 中国による対台湾「貿易障壁調査」の特徴⁴⁰

³⁸ 注29を参照。

³⁹ 川上桃子「中台経済リンケージの変容と2024年総統選挙」『東亜』No.680（2月号）、2024年。

⁴⁰ 伊藤信悟「中国の対台湾政策の変容 ～中国による対台湾貿易障壁調査の新しさは何か～」公益財団法人日本国際問題研究所『研究レポート』2024年3月6日（<https://www.jiia.or.jp/research-report/china-fy2023-02.html>、2024年5月14日アクセス）。

台湾において「懲罰」的性格を持つと受け止められてきた中国の対台湾経済措置は、基本的に「個別品目・産業」や「個別企業」を対象としてきた。また、それらの措置は中国国内法への抵触を理由にしたものであった（例えば、害虫や禁止薬物の検出、包装からの新型コロナウイルス検出、抗生物質や農薬の基準超過、登記・税務上の問題など）。しかし、2023年に中国が着手した対台湾「貿易障壁調査」及びそれに基づく措置は、台湾の対中輸入規制という「制度」がWTOやECFAに違反していることを問題視し、対抗措置を講じるという形になっている点で従来とは性格を異にしている。

2023年4月12日、中国商務部は台湾の対中輸入禁止措置（品目数2,455品目、2022年時点）に対して「貿易障壁調査」を開始し、2023年12月15日に同措置が「貿易障壁」を構成するとの最終調査報告を発表した。GATT第1.1条（一般最恵国待遇）違反、GATT第11.1条（数量制限の一般的廃止）違反、ECFA第2.1条（漸進的貿易障壁削減・撤廃）違反であり、実害が発生しているというのがその理由であった。

中国の「対外貿易障壁調査規則」第33条は、「貿易障壁」との判断が下された場合に、商務部は次の三つの措置が採れると規定している。①バイラテラル交渉、②マルチラテラルな紛争解決メカニズムの使用、③「その他の適当な措置」である。しかし、中国は民進党政権が「92年コンセンサス」を受け容れていないため、①という選択肢はないとしている。また、上述のとおり、WTOを通じた台湾との間の紛争処理、すなわち②も中国は拒否している。そのため、残る③「その他の適当な措置」が採用された。

具体的には、中国国務院関税税則委員会がECFA違反を理由に、ECFAに基づきゼロ関税が適用されてきた539品目の台湾製品のうち、12品目の石油化学製品に対して2024年1月1日よりゼロ関税を停止した（パラ-キシレン、プロペン、塩化ビニル等）。さらに2024年1月9日には、中国商務部報道官が農水産品のほか、機械、自動車部品、紡織品に対するゼロ関税の適用停止についても今まさに研究中だと発言し、追加措置の発動を示唆した。実際、5月30日に中国国務院関税税則委員会が、6月15日より新たに134品目に対するECFAの優遇関税率の適用を停止すると発表した⁴¹。具体的には、石油化学製品、化学繊維、鉄・非鉄金属、工作機械、自動車部品などである。

特筆すべきは、「貿易障壁」との認定に際して中国はECFAのみならず、WTOの規定を用いている一方で、台湾に対する対抗措置の発動に際しては、ECFA違反のみを根拠にしている点である。そうすることにより、あくまでこの問題は「一つの中国」の内部の問題であることを示そうとしたものと推察される。実際、中国国務院台湾事務弁公室の報道官は2024年6月12日の記者会見で「頼清徳当局がWTOのメカニズムを通じて協議しECFA関連の問題を解決しようと企てているが、その目的は台湾問題の『国際化』であり、その背後には『台湾独立』の悪意が隠されている。我々の態度は明白であり、そのようなやり方は通用しない」と述べ⁴²、改めてWTOを通じた解決を拒絶している。

また、ECFAの部分的停止の理由として、台湾側の対中輸入規制の残存のみならず、民進党政権の政治的姿勢を明示的に指摘している点も特筆に値する。例えば、中国商務部報道官は2024年5月

⁴¹ 国务院关税税则委员会「国务院关税税则委员会关于中止《海峡两岸经济合作框架协议》部分产品（第二批）关税减让的公告」2024年5月30日（https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202405/t20240531_3936149.htm、2024年7月10日アクセス）。

⁴² 中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国务院台办新闻发布会辑录（2024-06-12）」2024年6月12日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/xwfbh/202406/t20240612_12627170.htm、2024年7月10日アクセス）。

31日、134品目のECFA部分停止に関し、「2023年12月21日に大陸側がECFAのプロピレン等12品目の関税譲許停止について発表した後も、民進党当局は対大陸貿易規制を廃止するためのいかなる措置も取っていないばかりか、大っぴらに『台湾独立』・分裂の誤った言論を宣伝し、兩岸の対立・対抗を扇動、ECFA実施の基礎を著しく破壊したため、大陸の関係部門は追加でECFAの一部製品の関税譲許を停止せざるをなくなった」と述べている⁴³。

加えて、中国側は台湾側が「92年コンセンサス」を受け入れなければECFAに関する協議は行わず、ECFAの停止対象をさらに増やしていく可能性を示唆している。中国国务院台湾事務弁公室報道官は2024年6月12日、「大陸側はさらに多くの経済制裁措置をとるのか、その中にECFA対象品目に対する関税譲許停止の拡大、さらにはECFAの執行停止は含まれるのか」とのメディアの質問に対して「ECFAは『92年コンセンサス』という共同の政治的基礎の上に署名、実施されたものである。ECFAに関する問題はいかなるものであれ『92年コンセンサス』の基礎の下、兩岸の協議を通じて適切に解決することができる。ただし、頼清徳当局が民意を顧みず、さらに多くの問題を引き起こすに至った場合には、関係部門が関連の規定に従って更なる措置をとることを我々は支持する」と述べている⁴⁴。

4.4.2 民進党政権の反応

中国による対台湾「貿易障壁調査」の最終調査報告とそれを踏まえた台湾への対抗措置に対して民進党政権は、多面的な批判を加えている。

第一に、中国側の対応は「典型的な経済的威圧」だと指摘している。2024年1月13日の台湾総統選挙・立法委員選挙への介入という短期的な政治的動機に加え、中国と台湾の融合・統一促進、台湾経済の弱体化、中国経済へのロックイン、レッドサプライチェーン（中国企業で構成されたサプライチェーンの意）の発展という長期的な政治的動機が対台湾「貿易障壁調査」の背後にあると大陸委員会は述べている⁴⁵。

第二に、「貿易障壁調査」のプロセスが不公平・不公正・不公開・不透明で、国際的な規範に適合していないと行政院経貿談判弁公室が批判している。申請書、評論意見、同意見への回答者の身分、コンフィデンシャルではないデータ・摘要報告がいずれも未公開であったり、外国人が見ることができない状況にあたりするうえ、調査プロセスにおいて台湾側との協議を行っていないことがその論拠とされている⁴⁶。

第三に、「貿易調査報告」における影響評価が誇大で事実と反すると行政院経貿談判弁公室は述べている⁴⁷。

⁴³ 商务部新闻办公室「商务部新闻发言人就中止《海峡两岸经济合作框架协议》134个税目产品关税减让答记者问」2024年5月31日（<http://m.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwfyrt/202405/20240503513848.shtml>、2024年7月11日アクセス）。

⁴⁴ 中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国务院台办新闻发布会辑录（2024-06-12）」2024年6月12日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/xwfbh/202406/t20240612_12627170.htm、2024年7月10日アクセス）。

⁴⁵ 大陸委員會「陸委會警告：中共如一再企圖介選 終將自食惡果」『新聞稿』2023年12月21日（https://www.mac.gov.tw/News_Content.aspx?n=B383123AEADAEE52&sms=2B7F1AE4AC63A181&s=7399DAFC84F7D46B、2024年5月14日アクセス）。

⁴⁶ 行政院経貿談判辦公室「對中國貿易壁壘調查及片面措施之回應說明」『即時新聞』2023年12月21日（<https://www.ey.gov.tw/otn/8E7CF7585049FAB6/e1d2b2a4-3ab4-4bb8-b8f7-978acfb0cf12>、2024年5月14日アクセス）。

⁴⁷ 同上、行政院経貿談判辦公室「經貿辦公室呼籲：中國應立即停止藉經濟脅迫操弄介選」『即時新聞』2024年1月9日（<https://www.ey.gov.tw/otn/8E7CF7585049FAB6/587cde92-7909-4c78-94df-084628b3a8bc>、2024年5月14日アクセス）。

第四に、中国側が WTO の紛争解決メカニズムを用いずに、一方的に WTO 違反、ECFA 違反だと認定し、かつ、ECFA の部分的停止を行っており、WTO や ECFA の規範に違反していると台湾側は主張している⁴⁸。大陸委員会は「兩岸ともに WTO メンバーであり、WTO 及び ECFA には紛争解決に関する規定がある。兩岸貿易を巡る見解不一致の問題は、双方が責任ある態度を持ち、対抗ではなく対話で、実務的に意思疎通を図り解決すべきである」と、対話を通じた解決を求めている。ただし、台湾は本件で中国を WTO に提訴する動きはみせていない。

4.5 中国の対応に対する台湾社会の反応

4.5.1 「経済的威圧」の政治的影響力

このように中国は「経済的威圧」により「台湾独立」を抑制し、台湾との統一に有利な環境を形成しようとしていると目されている。しかし、台湾世論への威嚇効果は総じて低下している。2023 年 9 月に台湾民意基金会が行った世論調査では、「中国が最近、ECFA による台湾への完全優遇を中止ないし部分的に中止する可能性に言及している。一般的な視点から、あなたは中国が実際に行動に移すことを心配しているか」との問いに対して、「さほど心配していない」「まったく心配ではない」と回答した人の比率は合わせて 51%と、「非常に心配である」「やや心配である」という回答（合わせて 37%）を上回った⁴⁹。

中国の経済的手段を通じた影響力行使の試みは、2024 年 1 月の台湾総統選挙・立法委員選挙の結果にもほとんど影響を及ぼさなかったとみられる。2024 年総統選挙では、蔡英文政権の対中政策、対外政策が米国をはじめとする国際社会から評価されており、台湾社会の主流の民意もおおむねこれを支持しているとの認識のもと、民進党に挑んだ国民党、民衆党とも、対中関係に言及はしたものの、これを中心的なアジェンダに据えることはせず、むしろ民進党政権の長期化の弊害や政権交代の必要性といったポイントに照準をあてた。

4.5.2 対中経済依存度の低下

上述した台湾民意基金会の世論調査において、ECFA 停止に対する台湾有権者の懸念が相対的に弱かった理由については、さらなる質問が設定されていなかったため、定かではないが、二つの可能性を指摘できよう。一つは、台湾経済における ECFA 対象製品の対中輸出の位置づけの小ささである。ECFA によりゼロ関税が適用された製品の対中輸出額は 2023 年時点で 157.8 億米ドルと⁵⁰、台湾の輸出総額の 3.6%にとどまっている。もう一つは、ECFA 全廃の可能性の低さである。中国は兩岸の融合的発展を通じた台湾の平和的統一の手段として ECFA を位置づけてきた。そうした中、

⁴⁸ 行政院經貿談判辦公室「經貿辦公室呼籲：中國應立即停止藉經濟脅迫操弄介選」『即時新聞』2024 年 1 月 9 日 (<http://www.ey.gov.tw/otn/8E7CF7585049FAB6/587cde92-7909-4c78-94df-084628b3a8bc>、2024 年 5 月 14 日アクセス)、大陸委員會「抗議中國大陸再次採取單方經濟脅迫行為」2024 年 5 月 31 日 (https://www.mac.gov.tw/News_Content.aspx?n=B383123AEADAEE52&sms=2B7F1AE4AC63A181&s=2ECC34DDE88BF775、2024 年 7 月 12 日アクセス)。

⁴⁹ 台湾民意基金会「國人對中方可能中止 ECFA 的態度」2023 年 9 月 26 日 (<https://www.tpof.org/%E5%85%A9%E5%B2%B8%E7%B6%93%E8%B2%BF/%E5%9C%8B%E4%BA%BA%E5%B0%8D%E4%B8%AD%E6%96%B9%E5%8F%AF%E8%83%BD%E4%B8%AD%E6%AD%A2ccfa%E7%9A%84%E6%85%8B%E5%BA%A62023%E5%B9%B49%E6%9C%8826%E6%97%A5%EF%BC%89/>、2024 年 7 月 21 日アクセス)。

⁵⁰ ECFA 服務中心「海峽兩岸經濟合作架構協議(ECFA)執行情形」2024 年 4 月 23 日 (<https://www.ecfa.org.tw/ShowNews.aspx?nid=2&id=2241&year=all>、2024 年 5 月 15 日アクセス)。

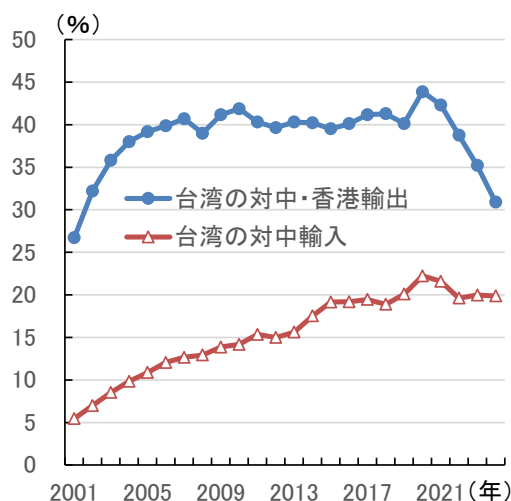
ECFA を全廃してしまえば、平和的統一が困難になったとの印象を内外に与えてしまう恐れがある。それゆえ、ECFA 全廃の可能性は低いと台湾で受け止められている傾向がある。

これらに加えて、「経済的威圧」が政治に与える影響が相対的に弱まっている一因として考えられるのが、台湾の対中経済依存度の低下である。

台湾の輸出総額に占める対中・香港輸出⁵¹のシェアは、2020年の43.9%をピークに低下傾向にあり、2024年1~7月には30.9%にまで落ちている(図1)。台湾の輸入総額に占める対中輸入のシェアの落ち方はそれほど顕著ではないが、2020年の22.2%から2024年1~7月には19.9%に低下している。

台湾の対中輸出依存度の大幅な低下は、中国の内需の伸び鈍化もさることながら、米中対立の激化、コロナ禍によるサプライチェーンの見直し、中国の投資環境の悪化を背景とした台湾企業の投資分散によるところが大きい⁵²。台湾經濟部投資審査司の認可統計では、台湾の対中直接投資額は2010年の146.2億米ドルをピークに減少傾向にあり、2023年には30.4億米ドルにまで縮小している(図2)。2024年1~7月は前年同期比52.5%増の伸びとなったが、金額は30.7億ドルと大きくはなく、やはり台湾企業の対中直接投資に2010年代ほどの勢いはない⁵³。また、対中投資の経由地としても使われてきた中南米のタックスヘイブン向けの投資も近年は低調に推移している。

図1 台湾の輸出入額に占める対中輸出入のシェア



(注) 2024年の値は1~7月の累計値。

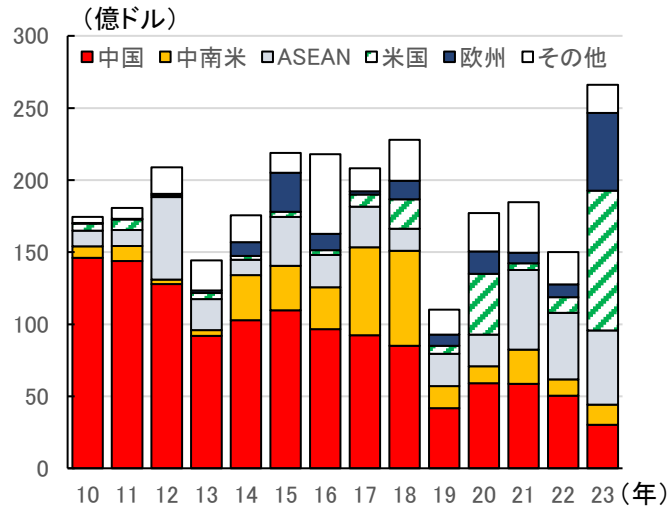
(出所) 台湾財政部、CEIC Dataより作成。

⁵¹ 台湾で対香港輸出として申告されたものの多くが中国に再輸出されているため、対香港輸出も対中輸出と合算した。

⁵² 伊藤信悟「台湾の対中経済依存の現状と行方」『東亜』No. 670、2023年4月号、18~25頁。

⁵³ 經濟部投資審議司「113年7月份核准僑外投資、陸資來臺投資、國外投資、對中國大陸投資統計月報」2024年8月15日 (<https://dir.moea.gov.tw/download-file.jsp?id=dJyMCPsq5LM%3d>、2024年9月4日アクセス)。

図2 台湾の海外直接投資認可額（国・地域別）



（出所）經濟部投資審議司「112年12月份核准僑外投資、陸資來臺投資、國外投資、對中國大陸投資統計月報」
2024年1月15日（<https://dir.moeca.gov.tw/download-file.jsp?id=YIWusMQQL4k%3d>、2024年5月15日アクセス）より作成。

5. 中台 CPTPP 加入に関するインプリケーション

5.1 以上の分析の小括

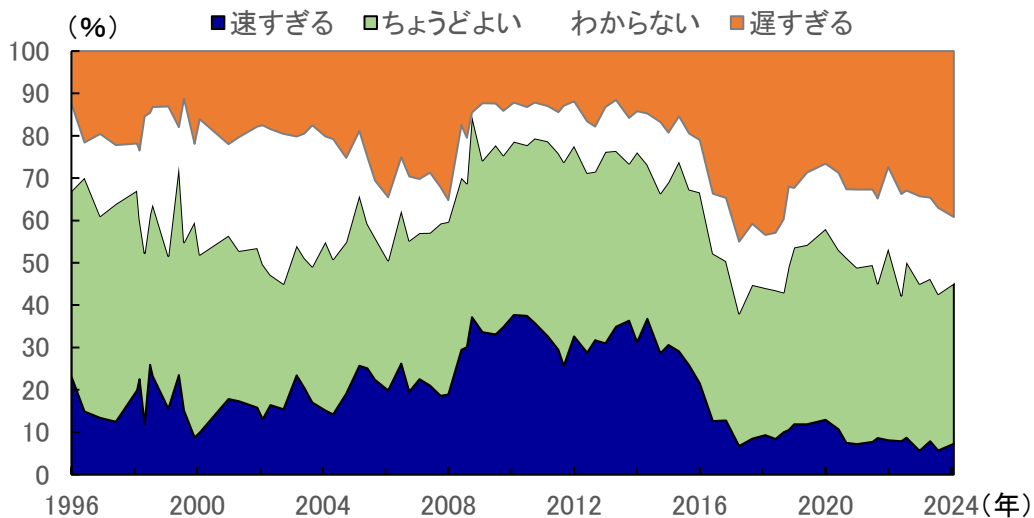
上述のとおり、中国・台湾はともに WTO メンバーである。しかし、台湾は現在でも中国のみを対象とした経済交流規制を適用している。その理由として、台湾側は、①中台 WTO 加入前の両者間協議の欠如、②「国家安全」・「産業発展」の確保、「国際協力・協定の履行」の必要性を挙げている。台湾市民の対中警戒感近年高まっており、中国との交流で重要なのは経済的利益よりも国家安全であるとの声が優勢となっている。台湾での世論調査では、対中経済依存度の高まりに対して警戒感の強い蔡英文政権が発足した 2016 年 5 月以降、対中交流のスピードが「遅すぎる」との声は高まってはいるが、「速すぎる」、「ちょうどよい」の合計を上回るほどには至っていない（図 3）。ここでいう交流には経済的交流以外も含まれている可能性があるが、このアンケート結果からは、対中経済交流規制の削減の加速が大勢の意見となっていないといえる。

一方、中国は、台湾を対象とした WTO 貿易政策検討会合などの場で、台湾の対中経済交流規制が WTO 及び ECFA に違反していると主張してきた。ただし、中国側は台湾との通商問題は「一つの中国」における「内部事務」であるとして、WTO を通じた紛争解決を追求してこなかった。

その代わりに、中国は台湾企業や台湾住民への経済利益の供与を通じ、中国との経済交流の活性化、ひいては、中国との統一に有利な環境を形成しようとしてきた。2008 年に台湾で対中交流の拡大に積極的な国民党の馬英九政権が発足すると、中国は ECFA の締結とその拡充を通じて、台湾の対中経済交流規制の削減を目指した。しかし、ECFA の後続協議であるサービス貿易協議の締結が対中経済依存度のさらなる高まりをもたらし、台湾の産業への悪影響や台湾の政治的な主体性を損なうこと等への懸念から「ひまわり学生運動」が起きた結果、中国による、ECFA を通じた台湾の対中経済交流規制の削減努力は頓挫することになった。

2016年5月に発足した民進党の蔡英文政権は、対話とWTOの紛争メカニズムにより中台間の通商問題を解決すべきだとの立場をとった。しかし、蔡英文政権は中国側が対話の前提とする「92年コンセンサス」を受け容れなかった。中国は、WTOを通じた台湾との通商問題の解決を拒否し、それに代わり、台湾製品の輸入停止やアンチダンピング等の「懲罰」的措置の強化や、これらの措置の解除を求める国民党の陳情への対応を通じて、民進党政権と台湾の有権者に圧力をかけてきた。「懲罰」的措置の一環として、中国は2023年には対台湾「貿易障壁調査」を実施し、台湾の対中輸入規制がWTO及びECFA違反であると判定すると共に、2024年元日より部分的にECFAを停止した。

図3 台湾市民の対中交流の速度に対する見方



(出所) 大陸委員会「「民眾對當前兩岸關係之看法」民意調査(2024-04-03~2024-04-08)」2024年4月11日 (<https://www.mac.gov.tw/cp.aspx?n=705BE728E39B547B&s=143BD5125AD64C4C>、以下2024年9月4日アクセス)、同「「民眾對當前兩岸關係之看法」民意調査(2014-07-02~2014-07-06)統計圖表：民眾對兩岸交流開放速度的看法」2014年7月 (<https://ws.mac.gov.tw/001/Upload/OldFile/public/Attachment/47281043915.gif>)、同「中華民國台灣地區對兩岸關係的看法(統計圖表)(91.2)：民眾對兩岸交流開放速度的看法」2002年2月 (<http://ws.mac.gov.tw/001/Upload/OldFile/public/Attachment/911141525796.gif>) より作成。

ただし、こうした圧力にもかかわらず、2024年1月13日の台湾総統選挙では民進党が勝利を収め、5月20日に頼清徳氏が総統の座に就いた。頼政権は蔡英文政権の路線の継承を謳っており、「92年コンセンサス」の受け容れを引き続き拒否するとともに、対中経済依存度の引き下げを意識した通商・産業政策を継続する方針を掲げている。中国は、台湾側で対中輸入規制撤廃に向けた努力がみられないこと、頼政権の「台湾独立」志向や対立・対抗の扇動などを理由に、ECFAの部分的停止対象を増やすなど、さらに圧力を強めている状況にある。

5.2 台湾の CPTPP 加入に対する中国の主張

頼清徳総統も蔡英文総統同様、引き続き CPTPP 加入を目指すとの立場を堅持している⁵⁴。一方、中国は、民進党政権による台湾の CPTPP 加入申請については、他の地域経済協力への参加に関する問題と同様に、「一つの中国」の原則に照らして処理することが必須であり、いかなる国であっても台湾と主権的な含意があり、公的な性質を持つ取決めについて協議、締結することに中国は断固反対すると述べている（表 7）。

表 7 台湾の CPTPP 加入申請に対する中国の反応

発表日（発言者）	発言内容
2021年9月7日 （外交部報道官）	「中国台湾地区による地域経済協力への参加問題においては、必ず一つの中国の原則に照らして処理しなければならない。我々はいかなる国も中国台湾地区と主権にかかわる内容や公的な性質を持つ取決めを結ぶことに断固反対する。この問題において、中国側の立場は明確かつ堅固である」
2021年9月23日 （国台弁報道官）	「中国台湾地区が地域経済協力に参加する際には、必ず一つの中国の原則を前提としなければならない。我々は民進党当局が経済・貿易を理由にいわゆる『国際空間』を拡大し、『独立』を図る活動を行うことに反対する。関係各国が台湾に関わる問題を適切に処理し、『台湾独立行為に対していかなる便宜やプラットフォームも提供しないよう望む』」
2021年9月30日 （国台弁報道官）	「呉釗燮らが世界保健総会（WHA）や『環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定』（CPTPP）への加入を呼び求めてあちこち動き回することは、国際社会の一つの中国の原則に対する公然な挑戦である。中国台湾地区の対外交渉、国際組織・地域経済協力メカニズムへの参加は必ず一つの中国の原則を前提としなければならない。我々は台湾地区が我々と国交を持つ国といかなる形式であれ公的関係を発展させることに断固反対し、台湾地区がいかなる公的性質を持つ取決め・組織に加入することに反対し、民進党当局が経済・貿易を理由に『独立』を図る活動を行うことにも断固反対する。我々は国際活動への参加に対する台湾同胞の考えや感情は理解しており、一つの中国の原則を堅持しさえすれば、適切な手配ができる。ただし、少数の『台湾独立』分子が『国際活動への参加』により『独立』を図ろうとすることは絶対に不可能である」
2021年12月29日 （国台弁報道官）	（民進党と日本の自民党が2021年12月24日に2度目のいわゆる「2+2」会議を実施した際、自民党が台湾の CPTPP 加入を歓迎すると述べたことに対する意見はとのメディアの問いに対し） 「関係国の政治家は一つの中国の原則を遵守し、『台湾独立』勢力に誤ったシグナルを送らないようにするべきである」

（出所）外交部「2021年9月7日外交部发言人汪文斌主持例行记者会」2021年9月7日（https://www.mfa.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202109/t20210907_9604837.shtml、以下いずれも2024年7月12日アクセス）、中共中央台湾工作办公室・国务院台湾事务办公室「国台办：反对民进党当局以经贸为由拓展所谓“国际空间”进行谋“独”」2021年9月23日（http://www.gwytb.gov.cn/m/fyrbt/202109/t20210923_12380192.htm）、同「国台办发言人就吴釗燮猖狂谋“独”发表谈话」2021年9月30日（http://www.gwytb.gov.cn/m/fyrbt/202109/t20210930_12382314.htm）、同「国台办新闻发布会辑录（2021-12-29）」2021年12月29日（http://www.gwytb.gov.cn/xwdf/xwfb/xwfbh/202112/t20211229_12398843.htm）より作成。

また、民進党による台湾の CPTPP 加入申請は、通商を理由に台湾の「国際空間」を広げようとするものであり、台湾の独立を狙った活動だと位置づけ、「ごく少数の『台湾独立』分裂分子が『国際活動への参加』によって『独立』を企んだとしても、可能性は微塵たりともない」と述べ、阻止す

⁵⁴ 總統府「總統發表就職演說 宣示打造民主和平繁榮的新臺灣」2024年5月20日（<https://www.president.gov.tw/NEWS/28428>、2024年7月10日アクセス）。

る姿勢を強く滲ませている。台湾の CPTPP 加入を歓迎すると自民党が発言した折には、中国は「一つの中国の原則を厳守し、『台湾独立』勢力に誤ったシグナルを出すな」と強い警告を発した。他方で、台湾が一つの中国の原則を受け入れるのであれば、台湾の CPTPP 加入に関して一定の配慮をするとの考えを中国は示している。

5.3 中台の CPTPP 加入に際して生じうる論点の考察

換言すれば、少なくとも「92 年コンセンサス」を認めていない民進党などの政党が政権についているうちは、中国は台湾の CPTPP 加入を認めないと主張しているのであり、中国は CPTPP メンバーに台湾の加入を認めぬよう強く求める可能性が高い。TPP 協定第 30・4 条 1(a)で「APEC に参加する国又は独立の関税地域」に CPTPP への加入が開放されているが、中国は「一つの中国」の原則の下、中国が認めない形での台湾の CPTPP 加入には強く反対し続け、様々な手段を通じて CPTPP メンバーに対して台湾の加入を認めぬよう求めると考えられる。

一方、国民党など「92 年コンセンサス」を認める政党が台湾で政権に就いた場合はどうか。2021 年 9 月 30 日に国务院台湾事務弁公室報道官が「我々は国際活動への参加に対する台湾同胞の考えや感情は理解しており、一つの中国の原則を堅持しさえすれば、適切な手配ができる」（前掲表 7）と述べているように、中国は台湾の CPTPP 加入容認にも含みを持たせた発言を行っている。ただし、その場合も中国は台湾の CPTPP 加入に際して台湾に様々な要求を行うことが考えられる。

第一に、中国が WTO、ECFA 違反であり「貿易障壁」を構成していると認定している対中経済交流規制の削減・撤廃である。ECFA 第 2 条で示されているように、中国は「双方の経済的条件を考慮」し、ECFA の後続協議であるサービス貿易協議、物品貿易協議の交渉時と同様に、台湾が漸進的に規制を緩和することを許容するであろうが、中台の「融合的発展」による統一を目指す中国は、台湾の CPTPP 加入受け入れと引き換えに、台湾側に規制緩和を強く求めていく可能性が高い。

第二に、中国は台湾の CPTPP 加入に際して台湾側への政治的要求を強める可能性もある。民主選挙による政権交代がある以上、台湾の CPTPP 加入後に、「92 年コンセンサス」を認めない政党が政権に就くこともありうる。したがって、CPTPP 加入の前提として中国側は「一つの中国」の原則に基づく統一に関わる政治的合意を台湾側に求める可能性もあるだろう。

しかし、台湾世論は上述のとおり、近年、中台間の交流に対して経済利益よりも国家安全を重視する姿勢をみせている。現状、対中経済開放要求も統一に向けた政治的合意も台湾では容易には受け容れられにくい状況にある。

対中経済開放に関しては、台湾が「国家安全」や「産業発展」への悪影響回避を理由として中国のみに適用している経済交流規制が TPP 協定第 29.2 条、GATT 第 21 条等の安全保障例外でどこまで正当化されうるかが議論の対象になるだろう。加えて、対中経済開放がもたらす経済的、政治的影響を台湾社会がどこまで許容するかも、台湾の CPTPP 加入をめぐる中台双方の動きに大きな影響を与えることは論を待たない。それはサービス貿易協議をめぐる勃発した「ひまわり学生運動」の事例が示すとおりである。

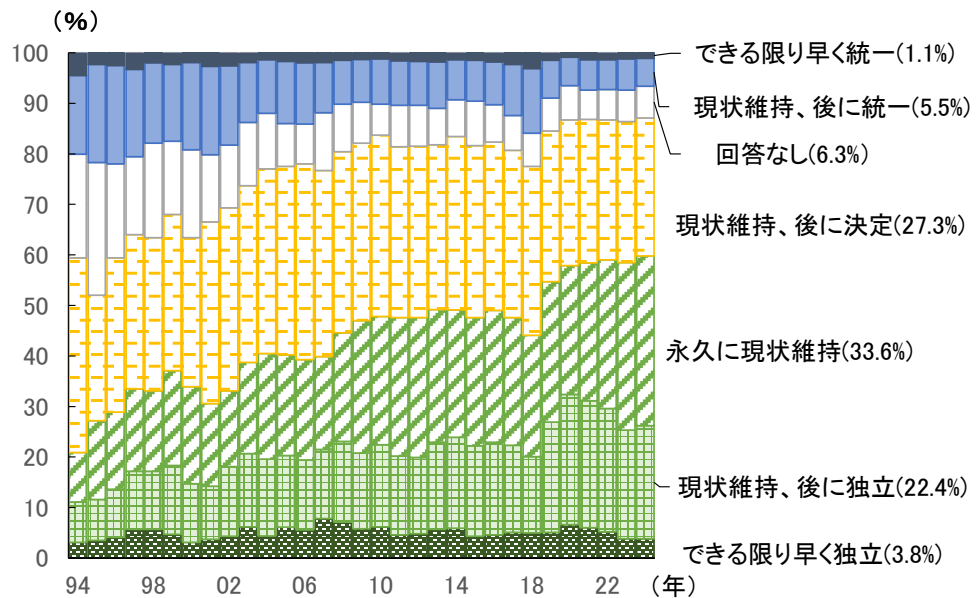
政治的合意に関しても、中国との統一志向の強い台湾住民は限られており、合意は成り立ちにくい状況にある（図 4）。

川瀬剛志教授（上智大学）は、①WTO 同様、台湾を独立関税地域と位置付けたうえで、CPTPP 加入に際して中台ともに加入妨害を行わないことを約束させる、②WTO 加入時同様、中台同時加入と

することを CPTPP 加入手続きの条件とすることを提案している⁵⁵。このような加入手続きモデルが採択され、中台双方が CPTPP メンバーとなった場合、中台間の経済関係は CPTPP ルールでどの程度規律化されるのか。それも中台の政治経済関係に多大な影響を与えうる。

上述のとおり、現状では、中台ともに WTO への提訴による両者間の通商問題の解決には踏み切っていない。中国側は上述のとおり台湾問題の「国際化」の回避のためである。台湾側が WTO への提訴を回避してきたのは、それが中台関係の劇的な悪化を引き起こすのを防ぐためかもしれない。また、台湾の対中経済交流規制が安全保障を念頭に置いたものである以上、中国にせよ台湾にせよ、中台間の通商問題を WTO に提訴した場合、中台間の安全保障に関わる問題についての判断を WTO に委ねることにもなりうる。それも中台双方が WTO への提訴に慎重にならざるを得ない理由かもしれない。

図4 台湾住民の統一・独立に対する態度



(注) 2024 年は上半期の値。

(出所) 国立政治大学「選挙研究中心重要政治態度分佈趨勢圖」(https://esc.nccu.edu.tw/upload/44/doc/6962/Tondu202406.jpg、2024 年 7 月 22 日アクセス) より作成。

こうした現況から推察するに、中台同時 CPTPP 加入が実現した場合においても、中国および台湾が CPTPP の紛争解決メカニズムを利用する可能性は低く、中台間で CPTPP ルールが貫徹されるとは限らないだろう。その場合には、CPTPP が中台の安全保障に関わる通商問題について判断を迫られる可能性は低下する一方、中台間の経済交流の安定性が CPTPP によって完全には担保されない状況が続くことになる。

⁵⁵ 川瀬剛志「中国・台湾の TPP 加入申請と日本の対応」『外交』Vol.70 Nov./Dec. 2021、66～71 頁。